目 次

第X部 実用新案

第1章 実用新案登録の基礎的要件
1. 概要
2. 基礎的要件についての判断
2.1 保護対象違反(第6条の2第1号及び第14条の3第1号) 2 -
2.1.1 「考案」、「物品」、「形状」、「構造」及び「組合せ」の定義・2・
2.1.2 保護対象違反の例3 -
2.2 公序良俗等違反(第4条、第6条の2第2号及び第14条の3第2号) … 3 -
2.3 実用新案登録請求の範囲に関する委任省令要件違反(第6条の2
第3号、第14条の3第3号、第5条第6項第4号及び実用新案法施
行規則第4条) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
2.4 考案の単一性違反(第6条、第6条の2第3号及び第14条の3第3号)-4-
2.5 明細書等の著しい記載不備(第6条の2第4号及び第14条の3第4
号) ·····
2.5.1 実用新案登録請求の範囲について 4 -
2.5.2 実用新案登録請求の範囲以外の部分について 5 -
3. 基礎的要件違反の場合の取扱い
第2章 実用新案技術評価
1. 概要
2. 実用新案技術評価
3. 実用新案技術評価の進め方
3.1 評価対象の決定2 -
3.2 請求項に係る考案の認定 2 -
3.3 先行技術調査の対象の決定 2 -
3.4 先行技術調査3 -
3.5 新規性、進歩性等の評価 3 -
3.5.1 新規性、進歩性等の評価についての留意事項3 -
3.6 先行技術調査及び新規性、進歩性等の評価をすることが困難で
ある場合の取扱い 4 -
4. 評価書の作成 6 -
4.1 評価の表示6 -

<関連規定>